概要版

# 

みまもる目 つながる手 子どもとともに 育つまち かわぐち



平成27年3月

# 目 次

◆は	じめに	2
◆本	計画について	3
◆計i	画の策定にあたって	4
1	計画策定の背景と目的	4
2	計画の性格と位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画策定の体制と経緯	5
اال♦	口市の子ども・子育てを取り巻く状況	
1	総人口と年少人口の推移	6
2	世帯	6
3	出生率	7
◆計i	画の基本的な考え方	
1	子ども・子育てビジョン(基本理念)	7
2	基本目標(計画推進の視点)	8
◆量	の見込みと提供体制	9
1	教育・保育提供区域	9
2	将来の子ども人口	9
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制1	0
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制1	2
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保1	7
◆総 <sup>·</sup>	合的な施策の展開1	8
◆計i	画の推進1	8
1	計画の点検・評価 1	8
2	子ども・子育て会議1	9
3	地域や関係機関との連携1	9
4	国・県との連携 1	9

## ~はじめに~



本市では、少子化の進行や、子どもを取り巻く環境の 悪化などを背景に、平成8年度から国のエンゼルプラン に基づき「川口市児童育成計画 かわぐちっ子すこやか プラン」を実施し、また、平成16年度からは、次世代育成 支援対策推進法に基づき「川口市次世代育成支援行 動計画」前期計画、平成22年度に後期計画を策定し、次 代の社会を担う子どもを育成する家庭の支援、子どもが 健やかに生まれ育つ環境の整備のため、地域社会をあげ て各種施策に取り組んで参りました。

しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現 実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの

希薄化による、子育でに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを産み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められております。

こうした中、国は、平成24年8月、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するため、子ども・子育て関連3法を公布いたしました。

本市におきましては、これまで、保育所の施設整備を促進するとともに、市民や関係者の皆様のご協力のもとに子育て支援に取り組んで参りましたが、依然として、合計特殊出生率は1.2台で推移しており、子育て環境の更なる充実が求められている状況です。

このような状況の中、ここに「川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで子育て支援に関する施策を総合的に展開してきた、「川口市次世代育成支援行動計画」の基本理念である「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を継承し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童解消のための保育の量的拡大、及び地域の子育て支援の充実に取り組む内容といたしました。

また、本計画により、若い世代の皆様が子どもを産みやすく、育てやすいまちとなることは もとより、「元気なまち川口」の実現に向けて取り組んで参ります。

なお、本計画の推進には、すべての子育て家庭、子どもに関わりをもって働く方々、子ども の育ちを見守る地域の方々のご理解・ご協力が重要と考えられます。

この計画の策定にあたり、ご議論を重ねてきていただきました川口市子ども・子育て会議の委員の皆様、ニーズ調査へのご協力や計画案へのご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から御礼申し上げるとともに、今後の計画推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

# 川神長 奥ノ木信夫

## 本計画について

川口市「子ども・子育て支事業援計画」は、平成 16 年度に策定され実施されてきた 次世代育成支援行動計画 (前期・後期) の基本理念である「みまもる目 つながる手 子 どもとともに育つまち かわぐち」を引き継ぎながら、策定されました。子どもを中心 とした街作りは、子どもが主役であることが必要です。子どもが主人公となる生活環境 は、一方で子どもを護る体制も整備されることで実現されます。さらには、その子ども が育つ家庭を支える地域風土の醸成も欠かすことができません。このような環境形成、 体制整備と連動することによって、本計画に盛り込まれた就学前の保育、教育、学童期 の子どもの支援、そして子育て家庭への多角的な支援施策が有効なものとなります。

川口で生まれ、育ち、やがて自分も子育てをしていく、そんな子どもが増えていくことは、川口市の活性化にも資するものと考えています。子どもや、子育て中の家庭の声を聴き、それを施策のなかに活かしていくことも大切なことです。子どもの声、子育て中の親の声を聴くことは、行政窓口だけではなく、市民全体の課題であるといえるでしょう。子どもの成長や豊かな子育て環境の実現のためには、地域社会全体の支援が必要です。この計画実施と共に、市住民全体で、子どもや、子育て家庭を見守り、支え、その主体性、個性を伸張していくことができることを願っています。

計画は、客観的なニーズ把握に基づいて作成されたものですが、時代状況の変化は激しく、把握されたニーズも変化することが想定されます。PDCAサイクルを確立するとともに、ニーズの変化に応じた必要な計画変更も迅速に行われるべきでしょう。定期的な点検評価がその基盤となります。常に、計画内容が改善されていくことで、この計画は実質的・効果的なものとして進化していくと考えます。

前回の「次世代育成支援事業計画」策定時にも記した言葉で、会長としての挨拶を締めくくりたいと思います。子どもが安心して豊かに成長することができる「まち」、子育てがしやすい「まち」は、世代や性別、障がいの有無を超えて、すべての人にとって生活しやすい「まち」です。この計画の実施を通じて、川口市がこのような「まち」としてより成長していくことを願っています。

平成 27 年 3 月

川口市子ども・子育て会議 会長 松原康雄

## 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度(2015年度)から本格的にスタートするにあたり、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健 やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっ ています。

## 2 計画の性格と位置づけ

#### ■ 法的位置づけ

「川口市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法

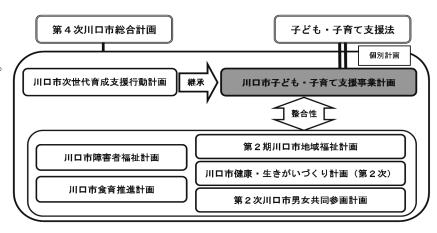
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務 の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」 という。)を定めるものとする。

本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

#### ■ 川口市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第4次川口市総合計画」に則し、関連する各種個別 計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子

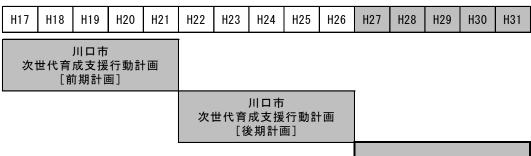
どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。



## 3 計画の期間

本計画は、平成27~31年度の5年間を計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



川口市 子ども・子育て支援事業計画

## 4 計画策定の体制と経緯

#### ■ 計画の策定体制

- ①子ども・子育て会議の設置
- ②アンケート調査の実施

計画の策定に先立ち、川口市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成25年12月に実施しました(12月16日回収・投函分まで受付)。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子どもの保護者	3,800票	1,839 票	48.4%
小学生(1~4年生)の保護者	3, 100 票	1,371 票	44.2%
合計	6,900票	3,210票	46.5%

③パブリックコメントの実施

#### ■ 計画策定の経緯

本計画の策定・変更・推進等について協議するため平成25年10月に設置された「川口市子ども・子育て会議」が、本計画の策定に向けて、ニーズ調査結果の検討や、計画の基本理念、施策体系などを踏まえた議論を進めてきました。

同時に、策定委員会の下部組織として、市職員で構成された「川口市子ども・子育て会議庁内担当課長会議」を実施し、関係部局の関連事業について庁内調整を行うなかで、策定委員会への意見の取りまとめや提案が行われました。

さらには、平成26年12月15日より30日間、パブリックコメントを実施し、計画の策定段階で広く市民の意見を募集し、これらの意見を踏まえ策定委員会で検討がなされました。

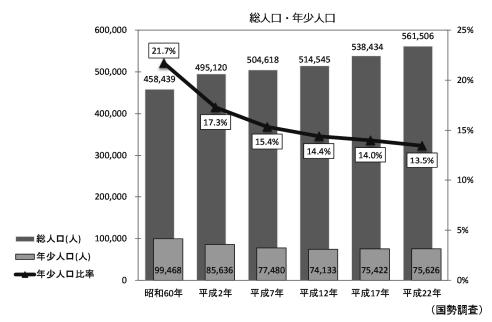
そして、策定委員会において協議を重ねて整理されたものを取りまとめ、本市の計画として、平成26年3月に本計画を策定し、平成27年4月から、本計画に沿って、本市の子ども・子育て支援事業に関する施策を進めていきます。

# 川口市の子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、川口市の総人口は一貫して増加傾向で推移しており、昭和60年の458,439人から、平成22年には561,506人に増加しています。

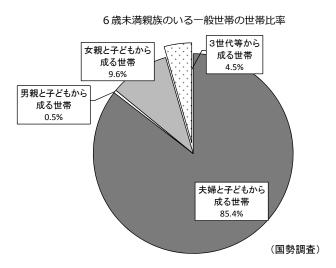
また、年少人口(15歳未満)については減少傾向で推移しており、昭和60年の99,468人から平成22年には75,626人になっています。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に21.7%から13.5%へと、8.2ポイント減少しています。



## 2 世帯

本市の一般世帯 233,845 世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は 23,991 世帯であり、 そのうち夫婦と子どもから成る世帯は 20,498 世帯 (85.4%) で8割以上を占めています。

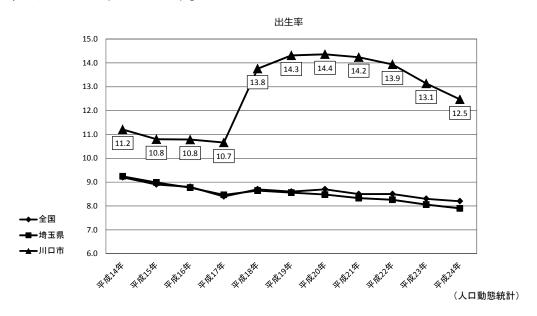
これに、男親と子どもからなる世帯の 114 世帯 (0.5%)、女親と子どもから成る世帯の 2,311 世帯 (9.6%) を加えたいわゆる核家族が 22,923 世帯 (95.5%) で、その他の 3 世代等から成る世帯は 1,068 世帯 (4.5%) となっています。



- 6 -

## 3 出生率

出生率(人口千人あたりの出生数)についてみると、近年本市は全国水準や埼玉県水準と同様に、緩やかな減少傾向で推移しています。全国水準や埼玉県水準に比べ高い出生率であり、 平成24年には12.5となっています。



## 計画の基本的な考え方

## 1 子ども・子育てビジョン(基本理念)

川口市では「川口市次世代育成支援行動計画」において、子育て・子育ちを地域全体で支え、 子どもとともに地域も成長していけるまちづくりを目指し、川口市の目指すべき子育て支援の あり方として「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち」という"地域社会のあり方" を、基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

「川口市子ども・子育て支援事業計画」では、「川口市次世代育成支援行動計画」における 基本的な方向性、基本理念について継承していくものとします。



## 2 基本目標(計画推進の視点)

「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」の実現に向けては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもをとりまく環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を推進します。

すべての家庭の 安心で楽しい 「子育て」のために

# 川口市

子ども・子育て

# 支援事業計画

すべての子どもの 健やかで夢のある 「子育ち」のために すべての市民が参加する 子育て・子育ちにやさしい 「まちづくり」のために

## **◆** すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために

子育ての不安感・負担感の増大、子どもを巻き込んだ犯罪の増加は、大きな問題となっており、子育て家庭の支援においては、まず安心を提供することが必要となります。加えて、子育てを楽しいと感じることができ、子どもを生み育てることに積極的になれるような環境を作っていくことも重要です。

共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を 持ったすべての家庭に対しての支援が必要です。

#### **◆** すべての子どもの健やかで夢のある「子育ち」のために

子どもは自ら"育つ力"を持ち、心身ともに健やかに成長していく権利、そのような環境を与えられる権利を持っています。子どもたち自身の成長能力を信頼し、主体的な「子育ち」を応援する、それにふさわしい環境を整備していくことが重要です。

また、低成長・成熟経済の時代を迎え、少なくとも今後半世紀にわたって人口の減少と本格的な高齢社会を経験する現代においてはことさら、子どもが未来に夢を持てるような社会を、地域から築いていくことが重要となります。

さらに、今日の子育ち支援においては、性別はいうまでもなく、国籍や障がいの有無に関わらずすべての子どもを、等しく普遍的に対象とすることも重要です。外国籍の子ども、障がいを持つ子ども、様々な家庭環境の子どもを、すべて同じ「かわぐちっ子」として応援していかなければなりません。

#### ◆ すべての市民が参加する子育て・子育ちにやさしい「まちづくり」のために

子育ての不安感・負担感の多くは、子育てが家庭内に閉ざされ孤立しているという状況が原因と考えられます。こうした不安感・負担感を和らげるためには、地域社会が子育て・子育ちを見守り支えること、親子が家庭の外へ積極的に出ていけるような環境を整備することが必要です。

ソフトの面(人々の意識)でもハードの面(公共施設などの整備)でも、子育て・子育ちにやさしい地域社会を築いていくことが重要となります。こうしたまちづくりは、すべての市民が参加し、行政と市民との協働が促進されて初めて推進することができるものです。

## 量の見込みと提供体制

## 1 教育・保育提供区域

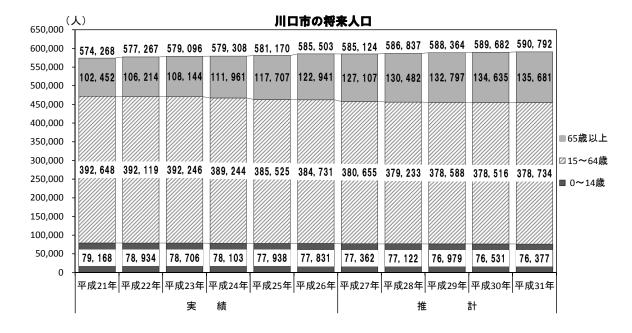
子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を3提供区域とすることとします。

## 2 将来の子ども人口

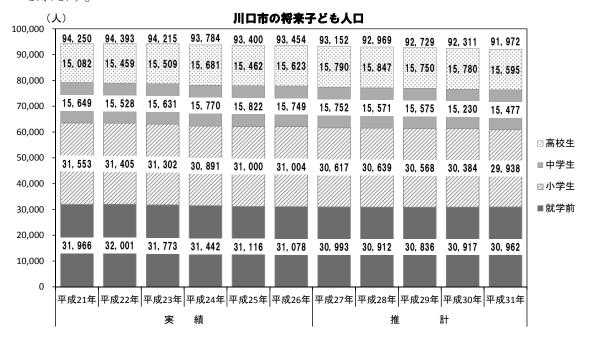
#### ■ 将来人口

本市の総人口は、今後も増加傾向で推移し、平成 26 年の 585,503 人から平成 31 年には 590,792 人にまで増加するものと見込まれます。



#### ■ 将来子ども人口

本市の $0\sim17$ 歳(各年4月1日現在)の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成26年の93,454人から平成31年には91,972人にまで減少することが見込まれます。



## 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の教育・保育の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期の 考え方は、以下のとおりとなっています。

#### (認定区分)

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人)

									, –	トロ・ハ
	27年度						28年度			
	1号認定	2号認定	(3-5歳)	3号認定	(0-2歳)	1号認定	2号認定	(3-5歳)	3号認定	(0-2歳)
	(3-5歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	(3-5歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳
■ <b>○日</b> 37.7(1)	0 000	2,520	3,940	2,900	540	8.760	2,320	4,040	3,080	540
量の見込み①	8,880	6,4	160	3,4	40	8,700	6,3	360	3,6	20
提供体制の確保の内容・実施時期②	44.745		4,710	2,660	590	11.715		5,000	2,890	610
	11,715		4,710		3,250	11,715		5,000		3,500
② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)	315		770		-190	635		960		-120

	29年度				30年度					
		2号認定		3号認定 1-2歳	(0-2歳) 0歳		2号認定	6	3号認定 1-2歳	(0-2歳) 0歳
量の見込み①	8,720	2,120	4,250	3,080	540	8.810	1,960	4,460	3,070	530
里の兄込み①	0,720	6,370		3,620		0,010	6,4	20	3,6	00
提供体制の確保の内容・実施時期②	44.745		5,280	3,160	630	11,715		5,280	3,160	630
た	11,715		5,280		3,790			5,280		3,790
② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます)	875		1.030		170	945		820		190

	31年度					
	1号認定 (3-5歳)	2号認定 教育ニーズ	(3−5歳) 保育ニーズ	3号認定 1-2歳	(0-2歳) 0歳	
量の見込み①	8,890	1,850	4,620	3,060	530	
重の元匹が	里の兄込み① 6,890		6,470		3,590	
提供体制の確保の内容・実施時期②	11,715		5,280	3,160	630	
た	11,713	5,280		3,790		
② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)	975		660		200	

#### [提供体制確保の考え方]

#### 1号認定

・量の見込みを確保できていない地区もあるが認定こども園及び幼稚園に関しては、地 区を越えて利用しているので、市全体で確保方策を考えます。

#### 2号認定教育ニーズ

・2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者について は、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。

#### 2号認定保育ニーズ及び3号認定

・平成28年4月開所及び平成29年4月開所の認可保育所(定員90人)を各年度5か 所、計10か所整備するとともに、平成28年4月開所及び平成29年4月開所の小規 模保育事業所、19人定員の事業所を各年3か所、16人定員の事業所を各年3か所、 各年計6か所、合計12か所整備します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期の考え方は、以下のとおりとなっています。

#### (1)時間外保育事業【延長保育事業】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育 所等で保育を実施する事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	2,870	2,980	3,050	3,130	3,180
提供体制の確保の内容・実施時期②	2,870	2,980	3,050	3,130	3,180
2-1	0	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

平成27年度の認可保育所86か所と平成28年4月及び平成29年4月開所の認可保育所(各年5か所)において実施します。

#### (2) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 【留守家庭児童保育事業】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人)

	小学1~3年生								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度				
量の見込み①	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400				
提供体制の確保の内容・実施時期②	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500				
2-1	0	0	0	100	100				
	小学4~6年生								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度				
量の見込み①	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000				
提供体制の確保の内容・実施時期②	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100				
2-1	0	0	100	100	100				

#### 「確保方策の考え方〕

待機児童がでないように、現在の保育室で不足する箇所については、必要な時期までに 施設を確保できるよう、学校と調整のうえ、余裕教室の他にも特別教室の活用を図ってい きます。

なお、放課後児童クラブに登録している児童を含む全ての児童が放課後子供教室の活動 プログラムに参加できるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進してまいります。

#### (3) 一時預かり事業(未就学児)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター事業等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

#### 「量の見込みと提供体制]

#### ○幼稚園・認定こども園の一時預かり(1号認定による利用)

(単位:人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	35,300	35,300	35,300	35,300	35,300
提供体制の確保の内容・実施時期②	30,600	31,780	32,950	34,130	35,300
2-1	-4,700	-3,520	-2,350	-1,170	0

#### ○認定こども園の一時預かり(2号認定による利用)

(単位:人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	195,100	195,100	195,100	195,100	195,100
提供体制の確保の内容・実施時期②	169,100	175,600	182,100	188,600	195,100
2-1	-26,000	-19,500	-13,000	-6,500	0

#### ○一時保育事業(保育所)

- ○ファミリー・サポート・センター事業
- ○子どものトワイライトステイ事業

(単位:人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
提供体制の確保の内容・実施時期②	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
2-1	0	0	0	0	0

#### 「確保方策の考え方]

- ○幼稚園・認定こども園の一時預かり(1号認定による利用)
- ○認定こども園の一時預かり(2号認定による利用)

実績をもとに、平成27年度から2割増の量を見込むが、私立幼稚園協会と相談の上、5か年での量の見込みを確保できるよう設定します。

#### ○一時保育事業(保育所)

市内の公立保育所5か所、公設民営保育所2か所、民間保育所5か所において一時的に 就学前児童を預かります。

#### ○ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成 27 年度よりアドバイザーを増 員し、実施件数を確保します。

#### ○子どものトワイライトスティ事業

トワイライトステイ事業においては、市内に1か所5名の定員を確保しており、利用状況については、現在1名の利用に留まっています。一方、量の見込み調査では、利用ニーズは「なし」との回答を得ていることから、費用対効果等、総合的な判断として地区ごとに施設を設置するのではなく、現状維持の量の確保とします。

#### (4)病児・病後児保育事業【病児・病後児保育事業、緊急サポートセンター事業】

病児・病後児について、医療機関に付設された専用スペース等において、看護師等が一 時的に保育等を行う事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
提供体制の確保の内容・実施時期②	920	920	1,275	1,275	1,630
2-1	-410	-410	-55	-55	300

#### [確保方策の考え方]

病気やけがのお子さんを預かることから、医療機関の協力が不可欠であるため、開設していただけるように医師会への協力依頼を続けます。しかし、現在開設予定がないことや開設には一定の期間が必要なため、平成29年度及び31年度にそれぞれ1か所開設とし見込み量の確保に努めます。

#### (5)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

小学生の児童を有する子育で中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人日/週)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	80	80	80	80	80
提供体制の確保の内容・実施時期②	80	80	80	80	80
2-1	0	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成 27 年度よりアドバイザーを増 員し、実施件数を確保します。

## (6)子育で短期支援事業【子どものショートスティ事業】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった 児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業))です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	10	10	10	10	10
提供体制の確保の内容・実施時期②	10	10	10	10	10
2-1	0	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

市内に1か所、市外に1か所の計2か所の施設を確保しており、利用状況については、過去に1名7人日の利用がありましたが、直近2年間の利用実績がない状況となっています。一方、量の見込み調査では、直接的な当該事業に係る利用ニーズは「なし」との回答を得ていることから現状維持の量の確保とします。

#### (7)地域子育て支援拠点事業

#### 【地域子育て支援センター、つどいの広場事業、おやこの遊びひろば事業】

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての 相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人回/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
提供体制の確保の内容・実施時期②	170,700	172,700	176,700	180,900	185,000
2-1	-14,300	-12,300	-8,300	-4,100	0

#### [確保方策の考え方]

平成 27 年度は、おやこの遊びひろばの1会場において実施時間の延長を実施します。 また、民間保育所により1施設が新設されます。

平成28年度は、鳩ヶ谷こども館において、開催日数・時間を拡充します。

平成 29 年度以降は、既存施設の実施時間延長や、既設の公共施設等による実施箇所拡充を検討していきます。

#### (8)利用者支援事業

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
提供体制の確保の内容・実施時期②	2	3	3	3	3
2-1	-1	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

平成27年度において、子育てサポートプラザ事業を行う2か所で新たに実施を予定し、 平成28年度は、戸塚地区での実施を検討します。

#### (9)乳児家庭全戸訪問事業【乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問事業】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200
提供体制の確保の内容・実施時期②	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200
2-1	0	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

児童福祉法に基づき、生後概ね4か月までの乳児のいる全ての家庭を、訪問することが 法的事業として位置付けられていることから、人口推計に基づく量の見込みの実数を設定 しています。

#### (10)養育支援訪問事業【養育支援訪問】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師が居宅を 訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する 事業です。

#### [量の見込みと提供体制]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	290	310	330	340	350
提供体制の確保の内容・実施時期②	290	310	330	340	350
2-1	0	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

養育支援訪問事業については、訪問が必要と判断した方すべてに対応できており、実績に基づく量の見込みの実数を設定しています。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等の早期発見・支援に努めるため、要保護児童等を発見しやすい立場にある機関に協力を求め、連携の強化に努めます。

#### (11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	5,500	5,500	5,500	5,450	5,400
提供体制の確保の内容・実施時期②	5,500	5,500	5,500	5,450	5,400
2-1	0	0	0	0	0

#### [確保方策の考え方]

妊娠届を提出した妊婦の方に受診を勧奨していることから、人口推計に基づく量の見込 みの実数を設定しています。

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材 費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

#### [確保方策の考え方]

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

#### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童を解消するためには、待機児童解消加速化プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

#### [確保方策の考え方]

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の 能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するために、国・県の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。

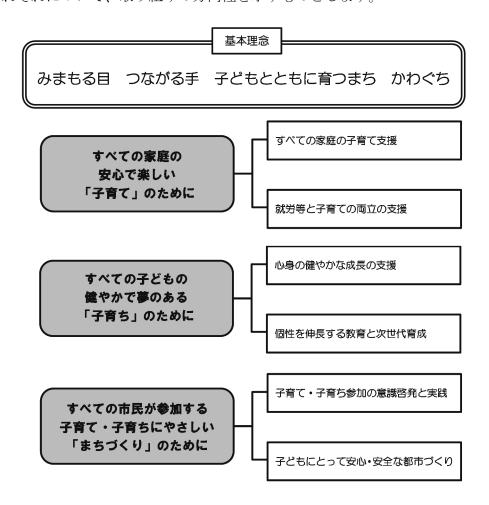
## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

既存の幼稚園や保育所が有する機能を効果的に活用した上で、認定こども園の設置について、 地域の需要と供給のバランスを踏まえ、設置希望者に対し適切な助言や支援を行うことにより、 普及・促進を図ってまいります。

## 総合的な施策の展開

本計画は、「次世代育成支援行動計画」における基本理念や基本目標について継承していく計画としても位置づけられる計画です。

したがって、本計画では、「子ども・子育て支援事業計画」において制度的に求められる事業だけではなく、より総合的な観点から子ども・子育て支援を推進していくため、継承した基本目標それぞれについて、取り組みの方向性を示すものとします。



## 計画の推進

## 1 計画の点検・評価

事業計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進するため、川口市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

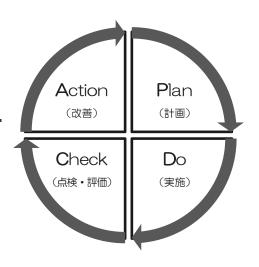
点検・評価の主たる対象は、子ども・子育て支援法に基づく事業であるとともに、計画期間中の各年度における目標事業量を定めた、幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制とします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」 などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(平 成29年度)を目安として、計画の見直しを検討します。

## 2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づき、条例により設置 した「川口市子ども・子育て会議」について、本計画期間 中の各年度においても開催するものとします。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、市民代表など様々な分野から構成されています。



子ども・子育て会議においては、計画の点検・評価の結果等について、検討していただくも のとします。

## 3 地域や関係機関との連携

#### (1) 市民や関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

#### (2)地域の人材の確保と連携

子育でに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育でに 関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育で経験者、高齢者の方など地域のさま ざまな子育でを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

#### (3) 市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。 計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化 の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい 環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

## 4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」 等の法制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する「埼玉県子育て応援行動計画」における 各種施策等との整合を図るなど、国や県と連携した取り組みを進めます。

## 川口市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行:川口市 福祉部 子ども育成課

住所:〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

電話:048-258-1110 (代表)



